

賃貸不動産経営管理士試験に 3,946 名が受験

賃貸住宅管理業者登録制度(国交省)の普及で機運高まる

(公財)日本賃貸住宅管理協会、(公社)全国宅地建物取引業協会連合会、(公社)全日本不動産協会の3団体で構成する(一社)賃貸不動産経営管理士協議会は11月17日、賃貸不動産経営管理士の資格認定試験を全国11都市で実施し、受験者数(速報値)が3,946名、受験率が96.1%に上ったことを20日発表した。

合格発表は来年1月15日とし、同協議会のHPに合格者の受験番号を掲載するほか、同日より合否通知書の郵送を開始することも合わせて公表した。

試験問題は全40問で四肢択一。出題範囲は管理受託、借主募集、賃貸借契約、建物・設備、税務、管理業者登録制度など、賃貸管理の実用的な知識を幅広く問うものとなった。試験に先立ち同協議会が開催(全国14都市)した2日間の講習の修了者には、4問を免除する措置がとられた。

資格登録の要件は、宅建主任者証保持者又は協議会が認める賃貸不動産関連業務に2年以上従事していること。今年の実験者の宅建主任者取得率はおおよそ7割弱とみている。

なお、今年の実験者の平均年齢は男性40歳・女性38歳で、女性の比率は3割弱(いずれも申込者ベース)と推計している。

同資格は昨年、申込者が前年の2倍に急増し、同協議会では約4千名の資格者を認定したが、背景の一つには国土交通省が11年12月、賃貸住宅管理業者登録制度を施行したことが挙げられる。

同制度は入居者と家主の利益保護を目的に、賃貸管理業者の登録制度を設けるとともに、登録業者に対し管理受託契約時、賃貸借契約の更新時と終了時等に重要事項の説明や書面交付を義務付ける。重要事項説明に当たっては、資格者が行う等の人的要件はないが、管理業者の間ではより専門性の高い人材を配置することへ意識が高まっている。入居者・家主からも、紛争が起きないように賃貸管理のプロの介在を求める声が多くなってきた。

国土交通省は「賃貸不動産経営管理士には管理に関わる法令の知識や業務経験を持つ者として、高度な管理業務を期待する。登録制度においても中心的役割を果たしてほしい」としている。

以上

《一般社団法人 賃貸不動産経営管理士協議会の概要》

- ◇目的：不動産関係事業者団体3団体を構成員とする組織。
賃貸不動産経営管理士資格制度を通じ、賃貸不動産管理業務の適正化、賃貸不動産市場の健全化を促し、国民生活の向上に資することを目的とする。
- ◇設立経緯：平成19年7月、(公財)日本賃貸住宅管理協会と(公社)全国宅地建物取引業協会連合会、(公社)全日本不動産協会の3団体で設立し、業界統一資格として賃貸不動産経営管理士制度を創設。平成25年4月1日、協議会は任意団体から新たに一般社団法人へ移行した。
- ◇賃貸不動産経営管理士資格制度：
賃貸不動産管理業務が持つ公共性と社会的意義の重要性に鑑み、紛争の未然防止の観点から不動産所有者及びテナント・入居者に対し中立的な立場で透明性の高い情報の提供や助言・提案ができる知識・技術・能力・倫理観を持った賃貸管理のプロフェッショナルを育成していくために創設した。

平成25年度「賃貸不動産経営管理士試験」

- 試験日：平成25年11月17日(日)
 - 試験時間：13:00～14:30(90分)
 - 試験会場：全国11地区
(東京、大阪、札幌、仙台、金沢、横浜、名古屋、広島、高松、福岡、沖縄)
 - 出題形式：40問出題、四肢択一
 - 受験資格：特になし(希望者は誰でも受験できる)
 - 受験料：12,600円
 - 登録要件：宅地建物取引主任者(証交付者)又は協議会が認める賃貸不動産関連業務に2年以上従事している又は従事していた者。
 - 登録料：6,300円
- ※試験合格者のうち登録要件を満たしている者は、所定の手続きを行うことで、管理士資格への登録及び管理士証の交付を受けることができる。
登録の有効期限：5年間(更新手続きあり)

有資格者の推移

| 登録年度 | 平成19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 資格者数 | 10,698名 | 4,828名 | 2,712名 | 2,141名 | 1,883名 | 3,900名 |
| 累計資格者 | 10,698名 | 15,526名 | 18,238名 | 20,379名 | 22,262名 | 26,162名 |

※平成19年度、20年度は、構成団体既存資格者からの移行者が多い。

本件の問い合わせ先：一般社団法人 賃貸不動産経営管理士協議会 事務局

電話：03-3548-8331 FAX：03-3548-8332 e-mail：tanemura@jpm.jp